



さくら

山原 治 事務所

税経労務通信

行社税
政会保
書險理
士勞務
士士士

編集 発行人

税 理 士
社会保険労務士
行政書士
山原 治
〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

4月 (卯月) APRIL
29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。税制においても、相続税や贈与税の計算の際に適用する未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件が20歳から18歳となりました。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月2日

令和3年度 決算の 留意点



毎年行われる「税制改正」において、法人税の改正の多くは、その年の4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。したがって、令和3年4月1日以後開始事業年度から適用される制度を利用することとなる「令和3年度(事業年度)決算」では、令和3年度税制改正での制度見直し等に注意が必要です。今回は、令和3年度税制改正から、小規模事業者等において適用されるケースが多いと思われる制度等について確認します。

1 中小企業技術基盤強化税制

(1) 制度の概要

中小企業技術基盤強化税制と

は、青色申告法人である中小企業者の各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、一定の金額を法人税額から控除できる制度です。

試験研究費のうち税額控除できる金額は、試験研究費の割合等に応じて12%、17%、控除上限は原則法人税額の25%です。

(2) 留意点

令和3年度は、コロナ禍以前の令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度と比べ売上が2%以上減少しつつも研究開発投資を増加させた場合には、控除上限が5%上乘せされます。さらに、次の①または②に該当する場合には、それぞれ控除上限が10%の上乗せ措置があります(選択制)。

① 増減試験研究費割合(※1)が9.4%を超える場合

② 試験研究費割合(※2)が10%を超える場合

※1 増減試験研究費割合：適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費(※3)を減額した金額の比較試験研究費に対する割合

※2 試験研究費割合：適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額(※4)に対する割合

※3 比較試験研究費：適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の平均額

※4 平均売上金額：適用を受ける事業年度と、その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額

2 中小企業向け所得拡大促進税制(賃上げ税制)

(1) 制度の概要

青色申告法人である中小企業者が、前年度より給与等を1.5%以上増加させた場合に、その増加額の一部を法人税額から税額控除できる制度です。

控除対象雇用者給与等支給増加額(※1)の15%(上乘せ要件を満たす場合には25%)が控除可能です(控除上限は法人税額の20%)。

※1 控除対象雇用者給与等支給増加額：適用を受ける事業年度の雇用者給与等支給

※2 雇用者給与等支給額：国内雇用者に対して支給する額(※2)から比較雇用者給与等支給額(※3)を控除した金額

項目	改正前	改正後
適用要件	① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額	国内雇用者に対して給与等を支給すること
	② $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$ ※ 雇用安定助成金額は控除する	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$ ※ 雇用安定助成金額は控除しない
税額控除	雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額 × 控除率 15% (上乘せ要件を満たす場合は 25%) ※ 雇用安定助成金額は控除する ※ 税額控除上限額は調整前法人税額の 20%	雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額 × 控除率 15% (上乘せ要件を満たす場合は 25%) ※ 調整雇用者給与等支給増加額を限度とする ※ 雇用安定助成金額は控除する ※ 税額控除上限額は調整前法人税額の 20%

給料、賞与等の額

※3 比較雇用者給与等支給額

：原則として、前事業年度の雇用者給与等支給額

制度の詳細を、前年度との比較で表すと、前頁下図のようになります。

税額控除の控除率が25%となる上乗せ要件の適用を受けるためには、次の①及び②の両方を満たす必要があります。

① 前述の適用要件における増割割合が2・5%以上であること

② 次のイ又はロのいずれかを満たすこと

イ 前事業年度からの教育訓練費の増割割合が10%以上

ロ その事業年度終了の日までに「経営力向上計画」の認定を受け、記載された経営力向上が行われたことにつき、証明がされたもの

留意点

① 適用要件
令和3年度改正により、継続雇用者（適用事業年度及び前事業年度の各期間内の各月において給与等の支給を受けた一定の国内雇用者）に対する給与等支

給額の判定がなくなりました。

したがって、適用年度の新入社員や、前事業年度中の退職者に対する支給額も含めたところで判定ができることとなり、計算が簡素化されています。

また、判定の際に雇用安定助成金額（雇用調整助成金など国又は地方公共団体から受ける助成金）を控除せずに計算できるようにになり、新型コロナウイルス感染症に伴う助成金などは控除の対象から外されたため、適用が受けやすくなっています。

② 税額控除

税額控除における「調整雇用者給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除する際に、それぞれ「雇用安定助成金額」を控除して計算した金額です。

したがって、税額控除の計算の際には適用要件の判定とは違い、「雇用安定助成金額」は控除することになります。

3 新型コロナウイルス感染症の影響による個別延長の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申

告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請・承認を受けることで、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められます。

(1) 期限の個別延長が認められる主なやむを得ない理由

① 経理担当部署の社員が感染症に感染又は濃厚接触者に該当した場合など、その部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと

② 感染症の拡大防止のため、定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

③ 税務代理等を行う税理士が感染症に感染したこと

(2) 申請の手続き

個別指定による期限延長を申請する場合は、個々の状況を記載する欄がある「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要があります。この申請書は、申告書と同時に提出することもできますが、申告書の提出日が納付期限になりますので注意が必要です。

なお、申請書のみの提出の場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載し、その日が申告・納付等の期限となります。

(3) 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合

延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。

適用する場合は別途、税務署に申請する必要があります。

4 基本的な注意点

最後に、申告にあたっての基本的な注意点を確認します。

税務調査において、非常に指摘が多いのがいわゆる「期ズレ」の問題です。

例えば、3月決算法人が毎月20日締めで請求書を発行している場合、3月21日から31日までの納品に係る売上げの計上をしていないケースです。また、決算期末までに資産を取得し、翌事業年度から事業の用に供したにも関わらず、取得した年度から減価償却費を計上しているケースもご注意ください。

税金クイズ

戦前の地方税（府県税）の中には、ある電化製品に対して課税しているものがありました。この電化製品は何でしょうか？

- ①扇風機
- ②電気アイロン
- ③電気掃除機

【解説】

間接税は、贅沢品に対する担税力を認めることを根拠として課税されます。その代表的な間接税に物品税（昭和12年～平成元年。国税。）があり、扇風機には、この物品税が課されていましたが、府県税（地方税）でも扇風機税が課されていた歴史があります。

昭和13年（1938年）に内務省地方局が作成した『地方税総覧』によると、昭和11

年度の段階で北海道、青森、東京、京都、大阪、宮崎以外の県で、扇風機税が課されていました。課税額は府県によって違いがあり、一部の県では、銭湯や理髪店には一般とは違う課税額を適用していました。

具体的には、ほとんどの県では、扇風機1台につき一律に課税、もしくは扇風機の大きさに応じて課税をしていたようですが、富山県、愛媛県、福岡県では、「湯屋、理髪、営業用」とそれ以外とで税額を変えていました。銭湯や理髪店等の営業用の扇風機は一般家庭用よりも税額を安く設定していたのです。エアコンが無かった時代、一般家庭では扇風機は贅沢品と位置づけられていたようです。

なお、贅沢品とされる電化製品への課税としては、岡山県が昭和3年に導入した「蓄音機税」があります。蓄音機の所有者には申告が義務づけられ、税額は、1台あたり年2円とされていました。

正解は、①扇風機でした。

世界の税金

ポテトチップス税（ハンガリー）

日本でも数多くの種類が販売されるナック菓子の代表選手である“ポテトチップス”ですが、ハンガリーでは「ポテトチップス税」を2011年9月から導入しています。

スナック菓子など塩分や糖分の高い食品が成人病の原因であることから、食べ過ぎの抑制と肥満予防が目的のようです。OECDによると、同国の肥満率は約20%で、欧州でも有数の肥満大国とされています。このため、ハンガリーではポテトチップスのほか、栄養剤やアイスクリームなども対象としており「脂肪税」とも呼ばれます。

税率は、種類等により5%から20%を課しています。ポテトチップスについては、1kg当たり200フォリント（約72円（2月14日現在））。

KEY WORD

相続税の申告～正味の遺産額

相続税は、相続や遺贈によって取得した正味の遺産額が基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、累進税率により課税されます。

この場合、相続税の申告及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

正味の遺産額とは、遺産総額と相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の合計から、非課税財産、葬式費用及び債務を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産を加えたものになります。正味の遺産額が基礎控除額を下回る場合には相続税の申告及び納税は必要ありません。ただし、その理由が小規模宅地等の減額特例等の課税価格計算上の特例を適用した結果である場合は、相続税の申告をする必要があります。